



こんなときには、 こんな手続きを



Q
疑問

私は今年、会社を退職する予定です。まだ60歳になっていないので国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。

A
答え

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。被保険者の種類は働き方などによって次の3種類に分かれています。老後の生活保障や障害を負ったときのためにも必ず加入手続きをしてください。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業、学生など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納め方	納付書や口座振替などにより個人で納めます。 保険料は月額16,490円です（※）	給与から職場の年金制度の保険料を納めています。国民年金保険料を個別で納める必要はありません	配偶者の勤務先に届け出ている場合は、自分で保険料を納める必要はありません
加入手続き	お住まいの市区町村役場に自分で届け出ます	勤務先が年金事務所に届け出ます	配偶者の勤務先が年金事務所に届け出ます

（※）保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除または猶予される制度がありますのでご相談ください。

国民年金の加入の種別が変更になったときには忘れずに届け出ましょう。
次の表のような場合は変更を届け出てください。

◆第1号被保険者（自営業・学生など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号	勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

●役場での届出に必要なもの
年金手帳
印かん
離職票（持っている場合）

◆第2号被保険者（会社員・公務員など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
退職した	第1号	役場
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

◆第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
扶養からはずれた	第1号	役場
配偶者が退職した	第1号	役場
会社員・公務員になった	第2号	勤務先



確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

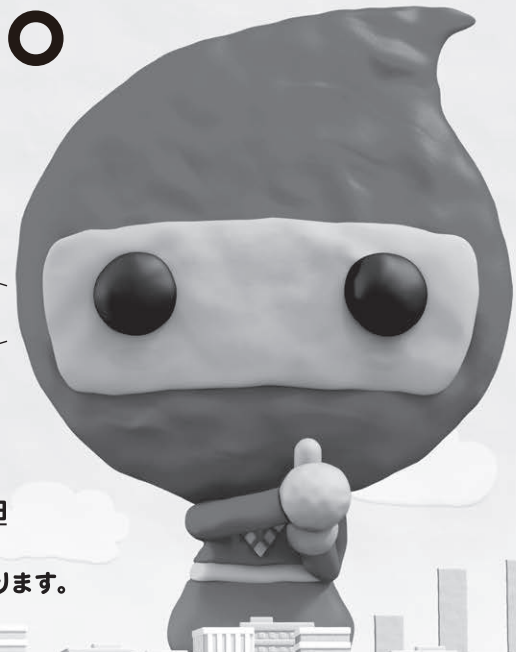
支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の人

平成26年4月に
実施した消費税率
引上げに伴う所得の
少ない人への影響を
緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
市町村ごとに申請受付期間が異なります。



カクニンジャ 検索



平成28年1月1日時点で、鞍手町に住民票がある場合

● 支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されていない人
※ただし、以下に該当する人は対象になりません
・住民税において課税者の扶養親族等になっている
・生活保護等を受給している など

● 支給額

対象者1人につき15,000円

● 申請期間

平成29年5月1日(月)から平成29年8月1日(火)
まで(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分
から午後5時15分まで。ただし木曜日は午後7時まで

● 申請場所

鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金窓口」
※基準日(平成28年1月1日)時点で、住民票があ
る市町村に申請してください

● 申請に必要なもの

- 申請書類 (対象者となる可能性のある人には、
4月下旬に郵送します)
- 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、パスポ
ートの写し等)
- 振込口座の確認ができる書類 (通帳またはキャ
ッシュカードの写し(振込先の金融機関名、支店、
口座名義人、口座番号が分かる部分。ただし、ゆう
ちょ銀行は通帳のみ可))

※代理人申請の場合は代理人の本人確認書類も必要で
す。また、町外に住んでいる人に扶養されている場
合は扶養している人の非課税証明書が必要です

● 問い合わせ

申請について

役場福祉人権課福祉係

☎ 42-2111 (内線244, 245)

制度について

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎ 0570-037-192



「臨時福祉給付金」の
(経済対策分)
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください

- 町や厚生労働省などがATM(現金自動支払機)
の操作をお願いすることはありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込
んでもらうことはできません。
- 町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(経済
対策分)」を支給するために、手数料の振り込みを求
めることはありません。

町や厚生労働省などをかたる不審な電話や
郵便があった場合は、役場や警察署(または
警察相談専用電話(#9110))にご連絡くだ
さい。